水道加入負担金一覧表（税込）（消費税改定後）

Ｒ元．１０．１～

◎個人加入負担金(税込)　　（自己専用住宅のみ）　　（円）

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm
負担金	165,000	451,000	759,000	1,155,000
40mm	50mm	75mm	100mm以上	
2,343,000	4,015,000	管理者が定める		

❖この表は令和元年 10 月 1 日現在の消費税含む金額を表示しています、そのため消費税の変更の際は新税率が反映された金額に換わります。

◎団体加入負担金

（自己専用住宅以外、借家、アパート、建売、事務所、公園、公民館など）

メーター口径	13mm以上
負担金	個人加入負担金と同じ

※ 受水槽を設ける場合は、親メーターの口径での負担金の金額と子メーターの口径での負担金に戸数を乗じた金額を比し、いずれか高い方となる。

例）２０ｍｍの受水槽を設け、１３ｍｍで５戸給水する場合

（親メーター）　　（子メーター）

親メーター２０ｍｍの負担金＝４５１，０００円　・・・・（1）

子メーター１３ｍｍ×５の負担金

１６５，０００円×５＝８２５，０００円　　・・・・（2）

（1）＜（2）より、この場合の負担金は

８２５，０００円とする。

※　子メーターをつけない場合においても、各戸の部屋に引き込む給水管の口径で子メーターを設けたものとみなし上記のとおりの計算を行う。